

須坂市一般廃棄物処理基本計画

令和3年(2021年)3月

長野県 須坂市

目 次

第1部 総論	ページ
第1章 計画の基本的事項	
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	
3 計画の期間と範囲	
第2章 当市の概況	
1 位置と沿革	4
2 地形	
3 気候	
4 土地利用	5
5 人口	
6 産業	6
第2部 ごみ処理基本計画	
第1章 ごみ処理の現状と課題	
1 ごみの分別区分と処理	7
2 ごみの排出状況	10
3 ごみ処理施設の状況	12
4 ごみ処理の経費	14
5 関係条例等	15
6 数値目標の達成状況	16
7 ごみ処理の課題	17
第2章 ごみ処理の目標と施策	
1 ごみ処理の基本方針	19
2 将来人口推計	
3 ごみ処理の目標値	20
4 ごみ処理の施策	21
第3部 生活排水処理基本計画	
第1章 生活排水処理基本計画の基本的事項	
1 基本方針	27
2 本計画の期間	28
3 本計画の位置付け	
第2章 生活排水処理の現状と課題	
1 生活排水処理の現状	29
2 生活排水の処理主体	31
3 収集・運搬	
4 中間処理	32
5 最終処分	
6 生活排水処理の課題	33
第3章 生活排水処理基本計画	
1 生活排水の処理計画	34
2 し尿・汚泥処理計画	37
3 その他	38

第 1 部 総論

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、本市における一般廃棄物処理に係る基本的な事項を定める計画です。

2 計画の位置付け

廃棄物処理法第 6 条第 1 項、同法施行規則第 1 条の 3 に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的事項を定める基本計画であり、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画とから構成されます。

また、須坂市総合計画、須坂市環境基本計画などの本市上位計画のほか、国や県の計画等を踏まえて策定します。

なお、本計画実施のために必要な各年度の事業について定める一般廃棄物処理実施計画は、年度ごとに定めます。

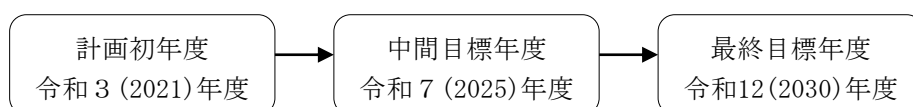
本計画と他の法令等の関係を図1-1-2 に示します。また、各法令等の概要について表1-1-2 に示します。

3 計画の期間と範囲

(1) 計画期間

平成23(2011)年度に策定した「須坂市一般廃棄物処理基本計画」が令和 2 (2020)年度で満了を迎えることから、新たに計画を策定します。

第六次須坂市総合計画、第三次環境基本計画に合わせ、令和 3 (2021)年度から令和12(2030)年度までの10年計画とし、中間年に見直しをするほか、計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合などに、必要に応じて見直しを行います。



(2) 計画対象区域

本計画の対象区域は、須坂市全域を対象とします。

(3) 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、本市から発生するごみ（産業廃棄物を除く）及び生活排水とします。

対象の範囲を 図1-1-3-(3) に示します。

図1-1-2

計画の位置付け

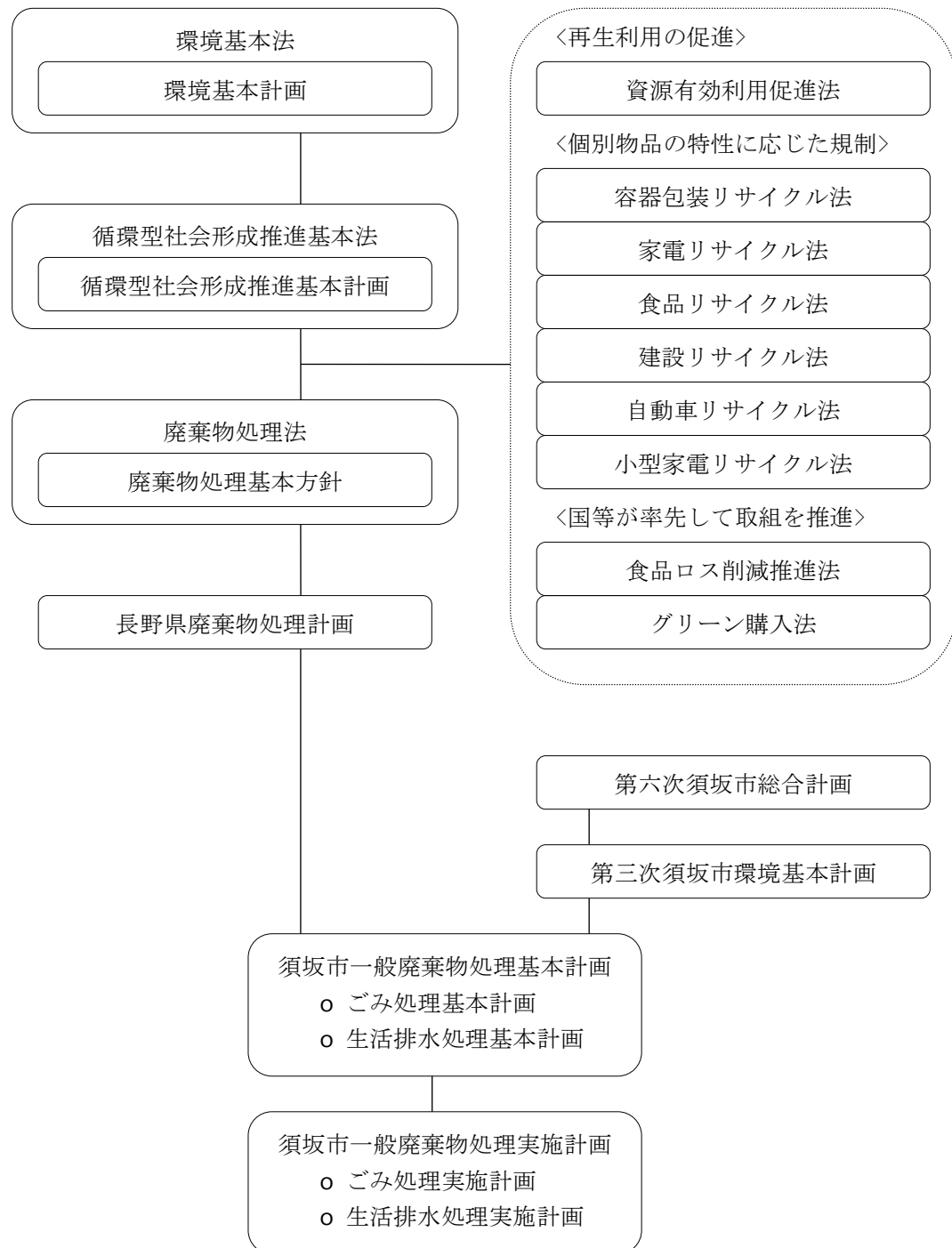


表1-1-2

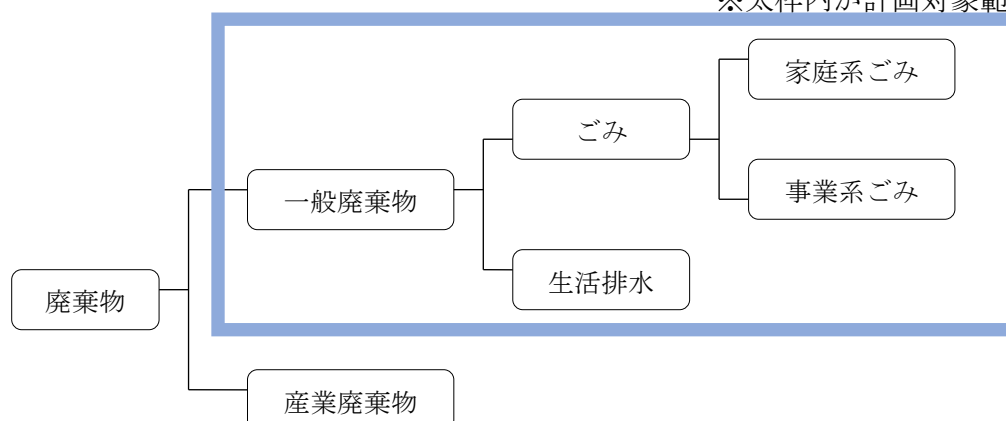
本計画に関係する法令等

法令の名称	概要
環境基本法	健康で文化的な生活を確保するため、環境保全の基本理念を定め、環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進
循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成を推進するための基本原則を規定
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るための廃棄物の適正な処理を規定
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	資源の有効利用等を図るため、事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、再利用を促進
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	容器包装の製造事業者等にリサイクルを義務付け、容器包装の再生利用を促進
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	家電製品の製造・販売事業者等に製品の回収、リサイクル等を義務付け、家電の再商品化を促進
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	食品関連事業者による食品廃棄物の発生抑制や食品循環資源の再利用等を促進
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	建設工事の受注者等に建設廃棄物のリサイクル等を義務付け、建設工事に係る資材の有効利用及び廃棄物の適正な処理を促進
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の適正処理とリサイクルを促進
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	環境物品等への需要の転換を図るため、国等が率先して再生品等を調達するよう促進
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	資源の有効な利用促進を図るため、使用済小型電子機器等の再資源化を促進
食品ロスの削減の推進に関する法律 (食品ロス削減推進法)	食品ロスの削減を図るため、国等の責務を定めるとともに施策の基本となる事項を定め削減を促進

図1-1-3-(3)

計画対象廃棄物

※太枠内が計画対象範囲



第2章 当市の概況

1 位置と沿革

本市は長野県の北東部に位置し、西は長野市、南は長野市若穂地区と上田市、北は小布施町、北から東にかけては高山村及び群馬県嬭恋村に接しています。

昭和29年4月に市制をしき、翌年に井上・高甫村を編入、昭和46年に東村を編入して現市域を形成し、現在、人口約5万人となっています。

2 地形

本市は、東西約16.4km、南北約16.7kmにわたっており、総面積は149.67km²で、大きく山地、扇状地、沖積地に分かれています。

東部は、土鍋山、破風高原から県境を南に連ねる四阿山や菅平高原を背にし、これら急峻な山地から流れ出る河川が流加して、扇状地を形成している。また、千曲川と接する西部の平坦地は、千曲川の氾濫によって形成された沖積地からなっています。

3 気候

本市は、典型的な内陸性気候の特徴を示す地域で、湿度が低く気温の日較差・年較差が大きい地域です。年間降水量は、全国的にみると降水量の少ない地域となっています。気象の状況を次表に示します。

表1-2-3

気象の状況

年次	気温 (°C)			日照時間 (時間)	降水量 (mm)
	最高	最低	平均		
H26(2014)年	37.7	－ 8.7	11.9	2,028.1	760
H27(2015)年	36.5	－ 7.6	12.8	1,947.3	957
H28(2016)年	36.1	－10.0	13.1	2,022.3	878
H29(2017)年	35.1	－ 9.6	11.9	1,976.3	1,054
H30(2018)年	38.5	－11.1	13.0	2,121.9	795
H30年 1月	9.7	－11.1	－0.7	127.9	34
(2018年) 2月	11.4	－ 8.4	－0.2	159.0	14
3月	23.0	－ 3.5	6.2	214.5	61
4月	29.5	0.4	13.1	221.7	64
5月	32.1	3.9	16.8	193.1	93
6月	35.4	10.0	20.8	198.1	35
7月	36.5	19.1	26.8	257.8	123
8月	38.5	13.4	26.1	214.2	92
9月	33.2	12.1	20.2	85.5	211
10月	30.3	3.7	15.1	166.9	33
11月	21.1	－ 1.4	9.1	170.4	8
12月	22.0	－ 5.9	3.2	112.8	27

(資料：須坂市の統計)

4 土地利用

本市の土地利用の状況は、その他を除くと山林が最も多く、次いで畑、宅地となっています。宅地面積が増加している傾向にあります。

表1-2-4 土地の種類と面積 単位：km²

年次	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
H27(2015)年	149.67	3.32	19.11	9.59	0.05	40.02	0.58	3.13	73.87
H28(2016)年	149.67	3.30	19.08	9.62	0.05	40.02	0.58	3.16	73.86
H29(2017)年	149.67	3.30	19.04	9.65	0.05	40.05	0.58	3.17	73.83
H30(2018)年	149.67	3.27	18.99	9.70	0.05	39.92	0.58	3.17	73.98
R 1 (2019)年	149.67	3.27	18.95	9.76	0.05	39.87	0.58	3.18	74.02

(資料：須坂市の統計)

5 人口

本市の人口の推移は、平成10年度をピークに減少しております。これに対し世帯数は、増加を続けています。

年齢構成比の推移は、年少人口、生産年齢人口の割合はともに減少し、老年人口は増加を続けています。

人口及び構成比の推移を次表（表1-2-5）に示します。

表1-2-5 人口・世帯数の推移

年次	人口(人)	男性	女性	世帯数(世帯)
H23(2011)年	52,967	25,641	27,291	19,003
H24(2012)年	52,591	25,496	27,095	19,239
H25(2013)年	52,278	25,317	26,961	19,337
H26(2014)年	52,089	25,207	26,882	19,478
H27(2015)年	51,621	24,966	26,655	19,494
H28(2016)年	51,435	24,887	26,548	19,607
H29(2017)年	51,212	24,783	26,429	19,746
H30(2018)年	50,898	24,696	26,202	19,895
R 1 (2019)年	50,654	24,648	26,006	20,034
R 2 (2020)年	50,367	24,505	25,862	20,214

年齢構成の推移

年次	年少人口(0～14歳)		生産年齢人口(15～64歳)		老年人口(65歳以上)	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
H23(2011)年	7,289	13.8	31,827	60.1	13,851	26.1
H24(2012)年	7,125	13.6	31,199	59.3	14,267	27.1
H25(2013)年	7,020	13.4	30,583	58.5	14,675	28.1
H26(2014)年	6,893	13.2	30,078	57.8	15,118	29.0
H27(2015)年	6,721	13.0	29,433	57.0	15,467	30.0
H28(2016)年	6,562	12.8	29,180	56.7	15,693	30.5
H29(2017)年	6,401	12.5	28,900	56.4	15,911	31.1
H30(2018)年	6,310	12.4	28,616	56.2	15,972	31.4
R 1 (2019)年	6,225	12.3	28,386	56.0	16,043	31.7
R 2 (2020)年	6,133	12.2	28,117	55.8	16,117	32.0

(資料：市民課。毎年10月1日付け人口)

6 産業

本市では製造業の従業者数が最も多く、次いで卸売・小売業となっています。

事業所数では卸売・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業、製造業となっています。

産業別の推移を次表（表1-2-6）に示します。

表1-2-6

産業別の推移

分 類	平成24(2012)年		平成26(2014)年		平成28(2016)年	
	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)
全産業	2,502	20,461	2,631	23,164	2,466	20,502
農林, 漁業	20	407	22	384	21	194
非農林漁業	2,482	20,054	2,609	22,780	2,445	20,308
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2	11	2	13	4	19
建設業	293	1,205	284	1,332	275	1,288
製造業	324	6,575	313	6,849	297	6,220
電気, ガス, 熱供給, 水道業	1	18	3	54	3	31
情報通信業	12	191	12	205	10	204
運輸業, 郵便料	43	1,133	47	1,238	48	1,353
卸売, 小売業	595	3,580	585	3,642	572	3,703
金融, 保険業	31	361	33	329	26	317
不動産業, 物品賃貸業	181	371	174	395	169	380
学術研究, 専門・ 技術サービス業	91	645	100	511	98	311
宿泊業, 飲食サービス業	333	1,617	354	1,626	327	1,606
生活関連サービ ス業, 娯楽業	200	734	210	691	205	704
教育, 学習支援業	83	384	134	1,100	96	399
医療, 福祉	147	2,178	190	2,946	172	2,560
複合サービス業	15	184	14	281	14	291
サービス業 (他に分類されないもの)	131	867	133	833	129	922
公務	—	—	21	735	—	—

(資料：須坂市の統計)

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別区分と処理

(1) 分別区分

本市の家庭ごみの分別は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物に大別され、須坂市役所前拠点回収における品目も含めると、18分別となっています。

分別品目について次表（表2-1-1-(1)）に示します。

表2-1-1-(1) ごみの分別区分

区 分		排出方法	収集頻度
可燃ごみ		市指定の可燃ごみ袋に入れ各町集積所へ出す (指定袋に入らず1辺50cm未満は大の証紙シールを貼付)	週2回
		中間処理施設へ自己搬入	随時
不燃ごみ		市指定の不燃ごみ袋に入れ各町集積所へ出す (指定袋に入らず1辺50cm未満は大の証紙シールを貼付) (使い捨てライターは透明ビニール袋に入れ集積所へ出す)	月1回
		中間処理施設へ自己搬入	随時
粗大ごみ		粗大証紙シールを貼り町ごとの指定場所へ出す	年1回
		中間処理施設へ自己搬入	随時
資 源 物	プラスチック製 容器包装	市指定のプラスチック製容器包装袋に入れ各町集積所へ出す	週1回
	ペットボトル	ふた・ラベルを取り各町集積所のネットへ出す	月1回
		市指定拠点回収場所へ自己搬入	週4回
	古紙類	①新聞②雑誌・雑紙③ダンボール④紙パックの 4分別ごとに紙ひもで結束して各町集積所へ出す	月1回
		市指定拠点回収場所へ自己搬入	週4回
	缶類	各町集積所のコンテナに出す	月1回
		市指定拠点回収場所へ自己搬入	週4回
	びん類	①透明・白色②茶色③その他の色の3分別ごと に各町集積所のコンテナに出す	月1回
		市指定拠点回収場所へ自己搬入	週4回
	廃食用油(植物性)	ペットボトルに入れ各町集積所のコンテナに出す	月1回
		市指定拠点回収場所へ自己搬入	週2回
	蛍光管	町ごとの指定場所へ出す	年1回
		中間処理施設へ自己搬入	随時
		市指定拠点回収場所へ自己搬入	週4回
	乾電池	透明ビニール袋に入れ各町集積所へ出す	月1回
		中間処理施設へ自己搬入	随時
		市指定拠点回収場所へ自己搬入	週2回
	水銀体温計	透明ビニール袋に入れ各町集積所へ出す	月1回
		中間処理施設へ自己搬入	随時
	せん定枝	市委託業者へ自己搬入	随時
	陶磁器(食器)	市指定拠点回収場所へ自己搬入	週4回
			年4回
	古布類	市指定拠点回収場所へ自己搬入	年4回
	小型家電	市指定拠点回収場所へ自己搬入	年4回
	硬質プラスチック製品	市指定拠点回収場所へ自己搬入	年4回
	廃タイヤ	市指定拠点回収場所へ自己搬入	年4回

(2) 処理

ア 収集運搬

可燃ごみ、不燃ごみ、資源物で各町ごみ集積所に出されたものは、市の委託業者が収集運搬します。

一般家庭から出る一時多量ごみ及び事業系ごみは、排出者自らがそれぞれの中間処理施設へ搬入するか、もしくは、排出者自らが一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してそれぞれの中間処理施設へ搬入します。

粗大ごみで各町ごとの指定場所に出されたものは、市の委託業者が収集運搬します。

資源物のうち、市指定拠点回収場所に持ち込まれたものは、市指定拠点回収場所から市の委託業者が収集運搬します。

イ 中間処理

可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは、長野広域連合のながの環境エネルギーセンターにて焼却処理します。

不燃ごみ及び不燃性粗大ごみは、須坂市清掃センターにて選別し破碎処理します。

プラスチック製容器包装、ペットボトルは、須坂市ストックヤードにて選別し圧縮梱包処理します。

びん類、廃食用油は、須坂市ストックヤードにて選別し保管します。

古紙類、缶類等、そのほかの資源物は、市が委託した民間処理施設にて資源化処理します。

中間処理方法等について 表2-1-1-(2)に示します

表2-1-1-(2)

ごみの処理方法

区 分		収集	中間処理施設	中間処理方法
可燃ごみ		委託業者	ながの環境エネルギーセンター	選別・焼却 (可燃性粗大ごみは破碎のうえ焼却。焼却灰は熔融処理により減容化。焼却灰、熔融スラグの一部は民間施設にて資源化、一部は最終処分場(エコパーク須坂)にて埋立。焼却熱のエネルギー利用(高効率発電による売電。健康レジャー施設に余熱供給。)を実施)。
不燃ごみ		委託業者	市清掃センター	選別・破碎 (可燃性残渣、不燃性残渣はながの環境エネルギーセンターへ搬出し焼却処理、小型家電、金属類は民間処理施設で資源化)
粗大ごみ		委託業者	ながの環境エネルギーセンター	上記可燃ごみと同一
			市清掃センター	上記不燃ごみと同一
資源物	プラスチック製容器包装	委託業者	市ストックヤード	選別・圧縮梱包 (容器包装リサイクル協会指定法人へ搬出し資源化)
	ペットボトル	委託業者	市ストックヤード	選別・圧縮梱包 (容器包装リサイクル協会指定法人へ搬出し資源化)
	古紙類	委託業者	民間処理施設	資源化
	缶類	委託業者	民間処理施設	資源化
	びん類	委託業者	市ストックヤード	選別・圧縮梱包 (容器包装リサイクル協会指定法人へ搬出し資源化)
	廃食用油(植物性)	委託業者	市ストックヤード	保管 (民間処理施設へ搬出し資源化)
	蛍光管	委託業者	民間処理施設	資源化
	乾電池	委託業者	民間処理施設	資源化
	水銀体温計	委託業者	民間処理施設	資源化
	せん定枝	自己搬入	民間処理施設	資源化
	古布類	自己搬入	民間処理施設	資源化
	陶磁器(食器)	自己搬入	民間処理施設	資源化
	小型家電	自己搬入	民間処理施設	資源化
	硬質プラスチック製品	自己搬入	民間処理施設	資源化
	廃タイヤ	自己搬入	民間処理施設	資源化

2 ごみの排出状況

(1) ごみ排出量

ア 家庭系ごみ

家庭系ごみの排出量は減少する傾向にあります。内訳を見ると、可燃ごみ及び不燃ごみはわずかながら減少傾向にあり、粗大ごみはほぼ横ばいに推移、資源物は減少傾向にあります。

イ 事業系ごみ

事業系ごみはほぼ横ばいに推移していましたが、平成31(2019)年度に微増となりました。内訳を見ると、9割以上が可燃ごみとなっています。

排出量について次表に示します。

表2-1-2-(1)

年度	ごみ排出量				単位：トン
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度
人口(人)	51,621	51,435	51,212	50,898	50,654
世帯数(世帯)	19,494	19,607	19,746	19,895	20,034
家庭系ごみ	9,932	9,596	9,468	9,445	9,073
可燃ごみ	7,014	6,872	6,886	6,953	6,675
不燃ごみ	366	353	356	375	357
粗大ごみ	85	89	86	92	101
資源物	2,467	2,282	2,140	2,025	1,940
集団資源回収	1,129	1,015	1,000	891	805
家庭系ごみ (集団資源回収含む)	11,061	10,611	10,468	10,336	9,878
事業系ごみ	3,740	3,667	3,699	3,701	3,969
可燃物	3,668	3,599	3,631	3,628	3,879
不燃物	31	32	32	39	57
生ごみ	41	36	36	34	33
計	14,801	14,278	14,167	14,037	13,847

(2) ごみの組成

家庭ごみの分別状況を把握するため、ごみ集積所へ搬出された可燃ごみ袋、不燃ごみ袋について展開検査を実施しています。

展開検査は地区ごと平均的に無作為に抽出したごみ袋の内容物について重量ベースで検査しています。

ア 可燃ごみ

可燃ごみの内訳を見ると、生ごみが約60%と一番高い割合となっています。資源化できる資源物が約10%混入しています。

イ 不燃ごみ

不燃ごみの内訳を見ると、資源化できる資源物が約17%、焼却処理すべき可燃ごみが約6%混入しています。

展開検査の内訳について次表に示します。

表2-1-2-(2)

可燃ごみ展開検査の結果					単位：％
品目及び内訳	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	R 1 年度 2019年度
可燃物	90.1	87.5	88.3	89.1	91.1
生ごみ	67.5	58.4	55.8	54.0	61.6
(うち食品ロス)	—	—	—	(2.8)	(3.9)
その他	22.6	29.1	32.5	35.1	29.5
資源物	9.8	12.2	11.4	10.7	8.6
雑紙	6.5	8.1	6.4	6.8	4.8
プラスチック製容器包装	3.3	4.1	5.0	3.9	3.5
不燃物	0.1	0.3	0.3	0.2	0.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

不燃ごみ展開検査の結果					単位：％
品目及び内訳	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	R 1 年度 2019年度
不燃物	70.0	69.8	82.9	81.0	74.3
資源物	22.1	21.3	11.3	12.0	20.3
缶類	3.3	5.9	4.4	3.6	6.6
びん類	18.8	15.4	6.9	8.4	13.7
可燃物	7.9	8.9	5.8	7.0	5.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

3 ごみ処理施設の状況

(1) 中間処理施設

ア 須坂市清掃センター

本施設は、市が直営で管理運営しており、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみの選別と破碎処理を行っています。ごみ焼却施設は焼却処理の広域化に伴い令和2(2020)年9月に廃止となっています。施設の概要は下記のとおりです。

所在地	須坂市大字米子1218番地4
敷地面積	14,340㎡
総事業費	26億2,917万円
建物	○ごみ焼却施設 鉄筋コンクリート造 鉄骨ALC造地上3階 延床面積 1,565㎡ 建築面積 1,025㎡ 焼却施設 昭和54年3月竣工 塩化水素除去設備 昭和63年2月竣工 焼却施設基幹改良 平成5年12月竣工 ダイオキシン類対策工事 平成14年3月竣工 ○粗大ごみ処理施設 鉄筋造一部コンクリート造地上2階 延床面積 858㎡ 建築面積 598㎡ 昭和63年2月竣工 ○付属建物 管理棟 木造2階建 延床面積 197㎡ 建築面積 100㎡ 浴場棟 木造平屋建 建築面積 116㎡ 車庫 軽量鉄骨造 建築面積 84㎡ 2棟

イ 須坂市ストックヤード

本施設は、市が民間業者に管理運営を委託しており、プラスチック製容器包装およびペットボトルの選別・圧縮梱包、びん類および廃食用油の選別・一時保管を行っています。施設概要は下記のとおりです。

所在地	須坂市大字小山2124番地2
敷地面積	2,100㎡
総事業費	6,100万円
建物等	○ストックヤード 鉄骨造 平屋建屋根ビニールシート張り 平成8年3月竣工 建築面積 450㎡ ○びん類保管用倉庫 鉄骨造平屋建 建築面積 76㎡ 平成16年6月竣工 ○付属建物等 管理棟 軽量鉄骨造平屋建 建築面積 55.77㎡ 野外ヤード 床コンクリート 108㎡ 外構舗装 透水性アスファルト 765㎡ ○処理設備 プラスチック製容器包装圧縮梱包機械 処理能力 300kg/時間 ペットボトル圧縮梱包機械 処理能力 310kg/時間 平成12年9月竣工

(2) 最終処分場

ア 硯原埋立地

本施設では埋立処分はすでに行っておらず、平成10(1998)年4月から休止、平成19(2007)年9月に廃止となっている施設です。施設概要は下記のとおりです。

所在地 須坂市大字米子1212番地ほか
形式 安定型 埋立方式 サンドイッチ方式
面積 26,195㎡ 埋立容量 389,696㎡

(3) 長野広域連合の施設

ア ながの環境エネルギーセンター

本施設は、長野広域連合が民間業者に委託して管理運営しており、可燃ごみ及び可燃性粗大ごみの選別と破碎処理を行っています。施設の概要は下記のとおりです。

所在地 長野市松岡二丁目27番1号
総事業費 275億1500万円
建物等 規模・構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造
地上5階、地下2階
延床面積 25,816㎡
処理方式 ストーカ式焼却炉、電気式(プラズマ)灰溶融炉
処理能力 [焼却炉] 405t/日(135t/日×3炉)
[灰溶融炉] 22t/日×2炉
発電設備 蒸気タービン発電機 定格出力 7,910kw

イ 長野広域連合一般廃棄物最終処分場「エコパーク須坂」

本施設は、長野広域連合が民間業者に委託して管理運営しており、長野広域連合の焼却施設から排出された溶融スラグ等の埋立を行っています。施設の概要は下記のとおりです。

所在地 須坂市大字亀倉字栗毛・左方外
敷地面積 約10.6ha 埋立面積 約16,700㎡ 埋立容量 85,000㎡
総事業費 36億640万円
埋立物 溶融スラグ、脱塩飛灰(反応飛灰)、溶融不適物
施設等 ○本体施設
貯留構造物(盛土堰堤式)
遮水構造:二重遮水シート+電氣的漏水検知システム
防災調整池、集排水設備(地下水・雨水・浸出水)、
モニタリング設備(井戸)、管理道路 他
○浸出水処理施設
地上部鉄骨造、地下部鉄筋コンクリート造
地上2階、地下1階、延床面積 885.95㎡
浸出水調整槽 約3,000㎡、浸出水処理能力 60㎡/日
アルカリ凝集沈殿+砂ろ過、下水道放流

4 ごみ処理の経費

本市のごみ処理に関する歳入及び歳出の決算額は、令和元(2019)年度の歳入で約1億6千万円、歳出で約4億9千2百万円です。

歳入歳出の内訳について表2-1-4 に示します。

(1) 歳入

負担金及び手数料については、平成30(2018)年度途中から可燃ごみ焼却処理の広域化が開始されたことに伴う増額及び減額となっています。雑入については、古紙類等の資源物の収取量の減少及び売却単価の減額により、減少傾向となっています。

(2) 歳出

広域ごみ処理推進事業については、焼却処理施設及び最終処分場の建設等進捗状況により事業費が増減しています。清掃センター費については、平成30(2018)年度途中からの可燃ごみ焼却処理の広域化に伴い、減額となっています。

表2-1-4

ごみ処理経費

単位：千円

歳入額及び内訳	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	R 1 年度 2019年度
歳入	196,741	187,889	177,365	168,050	160,645
負担金	35,869	29,852	26,957	17,758	4,969
負担金(広域連合関係)	21,799	22,473	20,423	22,029	83,897
手数料	109,667	108,645	109,247	112,441	54,499
雑入	29,406	26,919	20,738	15,822	17,280

歳出額及び内訳	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	R 1 年度 2019年度
歳出	489,784	465,656	621,415	637,656	492,162
環境衛生費 ごみ減量再資源化事業	48,258	46,695	49,108	52,820	53,334
廃プラスチック再資源化事業	49,019	46,220	45,634	48,363	51,306
広域ごみ処理推進事業	73,122	49,508	197,704	230,878	207,956
清掃総務費	80,661	82,908	82,832	83,702	86,997
清掃センター費	238,724	240,325	246,137	221,893	92,569

5 関係条例等

本市のごみ処理等に関する条例及び審議会等は次表(表2-1-5)のとおりです。

表2-1-5

ごみ処理等に関する須坂市の条例等

条例等の名称	概要
須坂市環境基本条例	市民の健康で文化的な生活を確保するため、環境保全の基本理念を定め、環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進
須坂市廃棄物の処理及び再利用等に関する条例	廃棄物の発生抑制、再利用促進、資源の循環等に関する取組を規定
須坂市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例	ごみ処理手数料を証紙により徴収することを規定
須坂市資源物回収報償金交付要綱	廃棄物処理量の減少を図るため、再生可能な廃棄物を回収した団体に対し報償金を交付
須坂市環境整備施設設置奨励に関する補助金交付要綱	生ごみの減量化を図るため、一般家庭用に電動(手動)生ごみ処理機購入及び生ごみ堆肥化処理容器購入の経費を助成

ごみ処理等に関する須坂市の審議会等

審議会等の名称	概要
須坂市環境審議会	環境基本法第44条の規定により、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する市長の諮問機関
廃棄物減量等推進員	各町に廃棄物減量等推進員をおき、廃棄物減量等の市の環境衛生施策への協力や環境美化を推進
須坂市環境衛生推進協議会	市の環境衛生施策と呼応して健康で明るい市民生活の実現を期することを目的として、各区を単位とする環境衛生組織をもって構成する協議会

6 数値目標の達成状況

平成23(2011)年度に策定した前計画では直近の平成21(2009)年度を基準年として中間目標年次である平成27(2015)年度における数値目標を定め、さらに中間目標年次である平成27(2015)年度に計画の最終年次である令和2(2020)年度における数値目標を定めました。

数値目標及び実績については表2-1-6 に示します。

ごみ総排出量については、目標値を達成できる見込みです。

一人あたり可燃ごみ排出量については、家庭系可燃ごみ量は減少しているものの、事業系可燃ごみ量は景気の動向等に影響を受けることもあり減少することはない、目標値の達成は難しい状況です。

一人あたり不燃ごみ排出量については、家庭系不燃ごみ量は減少しているものの、事業系不燃ごみ量は景気の動向等に影響を受けることもあり増加傾向にあり、目標値の達成は難しい状況です。

事業系ごみ排出量については、景気の動向等に影響を受けることもあり、平成27(2015)年度からほぼ横ばいに推移し平成30年度に微増となるなど、目標値の達成は難しい状況です。

リサイクル率については、デジタル化に伴う紙離れによる古紙類の減少や、小売店における資源物の店頭回収の利用により行政回収及び集団回収に回収量が減少しており、資源物量が減少していることから目標値の達成は難しい状況です。

最終処分量については、平成30(2018)年度途中からの可燃ごみ焼却処理の広域化に伴い処分量が大幅減となったため、数値目標から削除します。参考として、広域化の影響を受けていない平成29(2017)年度実績においては基準年度と比較し約5%の減少となっています。

表2-1-6

数値目標

項 目	基準年度 H26年度 (2014年度) 実績	目標値 R2年度 (2020年度)	R1年度 (2019年度) 実績
ごみ総排出量 (トン/年)	14,891	13,844	13,847
一人あたり年間の可燃ごみ排出量 (kg/人)	203	197	208
一人あたり年間の不燃ごみ排出量 (kg/人)	7.7	7.0	8.1
事業系ごみ排出量 (トン/年)	3,693	3,425	3,969
リサイクル率 (%)	27.2	28.2	21.7
最終処分量 (トン/年)	1,562	1,440	29 (H29年度 1,476)

7 ごみ処理の課題

(1) ごみの減量と資源化

数値目標の達成状況にあるとおり一人あたり可燃ごみ及び不燃ごみの排出量は目標を達成していない状況です。事業系ごみの排出量が減少しておらず、かつ、家庭系ごみ排出量が下げ止まりの傾向にあるためです。

事業系ごみは景気の動向に影響を受けることから、一律に減少傾向となることは難しいと考えますが、引き続き減量及び分別について啓発していくことが必要と考えます。

家庭系ごみの下げ止まりの要因としては、ごみ減量に向けた取り組みが市民の間に広がった結果とも考えられます。また、人口減少と相反して世帯数が増加していることも要因と考えられます。

しかし、家庭系ごみの組成を見ると、可燃ごみ袋には約10%、不燃ごみ袋には約17%の資源物が混入していることから、分別について引き続き啓発を行っていくことが必要と考えます。また、約60%を占める生ごみを減らすための施策も引き続き継続していくことが必要と考えます。

(2) 資源化率の向上

数値目標の達成状況にあるとおりリサイクル率は低下傾向となっています。紙離れによる古紙類の減少や資源物の小売店での店頭回収の利用増により行政回収量及び集団回収量が減少していることが要因です。今後も低下傾向になると考えます。

様々な場所で資源物を回収する機会が増えることは、廃棄するごみ量が減少することであるため、本市としても引き続き拠点回収等の施策を継続していくことが必要と考えます。

(3) 中間処理施設

須坂市清掃センターは、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみの破碎処理をしています。処理設備はすでに32年を経過しており設備が老朽化していることから、設備の更新も含めて今後の維持管理について検討していく必要があります。また、廃止した焼却施設の解体撤去も含めて検討していく必要があります。

須坂市ストックヤードは、プラスチック製容器包装及びペットボトルの圧縮梱包をしています。処理設備はすでに20年を経過しており設備が老朽化していることから、設備の更新も含めて今後の維持管理について検討していく必要があります。

(4) 処理費用

ごみ処理に係る費用については、長野広域連合で建設した焼却施設や最終処分場への本市の負担金額、須坂市清掃センターの焼却施設の解体費用や設備の老朽化に伴う修繕料など、今後増加することが見込まれます。

費用軽減のため、さらなるごみの減量が必要と考えます。

(5) 社会状況の変化に伴う課題

ア 年齢構成の変化に伴うごみ処理体系

本市の年齢構成は老年人口が増加傾向にあり、また人口減少に対して世帯数が増加していることから、高齢者のみの世帯が増加することが見込まれ、ごみ集積所までのごみ出しが困難になる世帯やごみ集積所の維持管理活動の担い手が不足するなどが考えられます。

今後、年齢構成及び世帯構成の状況を考慮しながら、収集体制などを検討していくことが必要と考えます。

イ プラスチックごみ一括回収

政府はプラスチック資源循環法を制定しプラスチック資源を一括回収する方針を打ち出しています。今後、法案の制定状況などに応じて、ごみ処理体制などを検討していく必要があると考えます。

第2章 ごみ処理の目標と施策

1 ごみ処理の基本方針

須坂市環境基本条例のなかで基本理念として、4項目を揚げ、自然と共存する都市をめざして、市民及び事業者、市が協力して自主的かつ積極的に行動することが示されています。また、第三次須坂市環境基本計画では、めざすべき環境像を「豊かな森・里・川を誇りに、しあわせ感じる環境都市須坂へ～環境資産を共創により、磨き、高め、次世代に継承する～」とし、この環境像を実現するための目標として5つの基本目標を定めました。この基本目標のうち廃棄物に係る“ごみの削減・資源の循環”を基本理念として、基本方針を以下のとおりとします。

“ 限りある資源を大切に使い一層のごみの減量をめざすとともに
ごみ処理の負担の削減を図る ”

“ 市民・事業者・行政それぞれが役割を自覚し循環型社会の実現に努める ”

2 将来人口推計

ごみ排出量の見込を定めるため必要な人口推計については、本計画の上位計画である第六次須坂市総合計画における推計値を将来人口とします。

年 度		人 口
実績値	令和2年度（2020年度）	50,367人
中間目標年次	令和7年度（2025年度）	48,198人
最終目標年次	令和12年度（2030年度）	46,800人

※ 実績値は市民課資料の令和2年10月の人口です。

3 ごみ処理の目標値

本計画では、国、県の目標を参考としながら、第六次須坂市総合計画、第三次須坂市環境基本計画における目標値を基本として設定します。

平成23(2011)年度に策定した前計画では直近の平成21(2009)年度を基準年として中間目標年次である平成27(2015)年度における数値目標を定め、さらに中間目標年次である平成27(2015)年度に計画の最終年次である令和2(2020)年度における数値目標を定めました。

本計画においても、直近の令和元(2019)年度を基準年として、中間目標年次である令和7(2025)年度における数値目標を定めます。中間目標年度において、当該年度におけるごみ排出量等の状況を考慮し、最終年次である令和12(2030)年度の数値目標を設定することとします。

区分	市		県	国
年 度 項 目	基準年度 R1年度 (2019年度) 実績	目標値 R7年度 (2025年度)	目標値 R7年度 (2025年度)	目標値 R7年度 (2025年度)
ごみ総排出量 (トン/年)	13,847	13,025	583,000	38,000,000
1人1日あたり のごみ排出量(グラム)	747	741	790	850
うち 家庭系ごみ (除く資源物)	385	387	406	440

※ ごみ総排出量＝家庭系ごみ排出量＋集団資源回収量＋事業系ごみ排出量

※ 1人1日あたりごみ排出量＝ごみ総排出量÷人口÷年間日数

※ うち家庭系ごみ(除く資源物)＝(家庭系ごみ排出量－資源物量－清掃センター資源化量)÷人口÷年間日数

目標値については、家庭系ごみ、事業系ごみ、集団資源回収のそれぞれの排出量の傾向、人口の動向、ごみの減量化施策の実施などを考慮したうえで、設定しています。

「ごみ総排出量」「1人1日あたりのごみ排出量」については、上記の条件を勘案したうえで、減少させていく設定とします。

「うち家庭系ごみ(除く資源物)」については、基準年である令和元(2019)年度の数値が極端に低い数値で、前年の平成30(2018)年度は399グラムであり、本計画期間中は減少させていくとの設定としています。

4 ごみ処理の施策

基本方針に基づく施策は次のとおりです。

基本方針 “限りある資源を大切に使い一層のごみ減量をめざすとともにごみ処理の負担の削減を図る” “市民・事業者・行政それぞれが役割を自覚し循環型社会の実現に努める”	
施策項目	
施策内容（〈市〉の取組）	
〈市民〉〈事業者〉の取組の指針	
(1) ごみ排出量の削減	
ア 家庭や企業のごみ減量に関する普及啓発	
イ ごみ指定袋有料制度の継続実施	
ウ 生ごみ堆肥化施策の推進	
エ 食品ロス削減の推進	
オ マイバッグ持参促進によるレジ袋削減の推進	
〈市民〉・ごみの分別を徹底し決められた出し方を守ります。	
・購入した食材を使い切り食べ残しをしないようにします。	
・水切りを徹底します。	
・電動生ごみ処理機、コンポスト、段ボールによる生ごみの堆肥化等自分に合った方法で生ごみ堆肥化に取り組みます。	
〈事業者〉・分別を徹底します。	
・生ごみが出ないよう調理方法を工夫し販売量に見合った数量の発注食材の廃棄量減量に取り組みます。	
・産業廃棄物、一般廃棄物についての分別を行い、それぞれに適切な処理を行います。	
(2) ごみ分別の推進	
ア ごみの資源化に関する普及啓発	
イ ごみ分別に係る情報提供	
ウ ごみ内容物調査の実施と結果公表による啓発	
エ 資源物の集団回収の促進	
オ エコサポートすざか等の資源物拠点回収の継続実施	
〈市民〉・ごみの資源化について知り、実践します。	
・自治会等による資源物の集団回収に取り組みます。	
〈事業者〉・ごみの資源化を実践します。	
(3) まちを美しくする取組	
ア イベント活動の実施	
イ 市民の清掃活動への支援	
ウ 不法投棄されない環境づくり	
〈市民〉・不法投棄をさせない、許さない環境づくりに協力します。	
・不法投棄に関する取組に関心を持ち、活動に協力します。	
〈事業者〉・不法投棄をさせない、許さない環境づくりに協力します。	
(4) 適正なごみ処理体制の確保	
ア ごみ集積所設置の支援	
イ 安定したごみ処理の実施	
ウ 災害廃棄物の処理	

(1) ごみ排出量の削減

ア 家庭や企業のごみ減量に関する普及啓発

① 市の広報紙等による啓発

「広報須坂」に定期的にごみ減量に関する啓発記事を掲載します。市ホームページにも掲載し情報発信します。

② 会議等における啓発

廃棄物減量等推進員研修会や環境衛生ブロック別会議といった市民の方と会える会議など、あらゆる機会を捉えて情報発信します。

③ 収集運搬許可業者あて啓発

毎年実施している収集運搬許可業者あて許可更新説明会において、中間処理施設へ搬入可能なごみ種別等について周知徹底することで、ごみの分別を推進しごみ減量化を図ります。

④ 減量計画書提出による減量推進

ごみ多量排出事業者から、須坂市廃棄物処理条例に基づき「減量化及び再利用計画書」を提出してもらい、多量排出事業者のごみ減量化を図ります。

⑤ 事業系ごみシールによる負担の継続と排出抑制

年間ごみ排出量が少量の小規模事業者については、事業系ごみシールを購入し区の同意を得たうえで、各町ごみ集積所へ排出できることとなっていますが、事業系ごみシールの販売枚数を制限することでごみ減量化を図ります。また、事業系ごみシール代金について、処理コスト等を勘案し、適宜見直しを行います。

イ ごみ指定袋有料制度の継続

① ごみ処理有料化の継続

家庭系ごみ処理の有料化は、ごみ処理費用の負担の適正・公平化を図るとともに、排出する方の意識啓発や経済的動機を与えることによって、減量化、資源化の促進を図るものです。引き続き有料化を継続しごみ減量化を図ります。また、ごみ処理コスト等を勘案し、適宜見直しを行います。

ウ 生ごみ堆肥化施策の推進

① 補助事業の継続

電動生ごみ処理機及び堆肥化処理容器（コンポスト）の購入費補助を継続し生ごみ堆肥化を推進し、ごみ減量化を図ります。

② 堆肥化基材の販売

ダンボールで簡単にできる生ごみ堆肥化のための基材を販売し、ごみ減量化を図ります。

③ 生ごみ出しません袋の周知

生ごみを堆肥化している世帯に無料で配付している生ごみ出しません袋制度については、利用世帯数が年々増加しておりますが、さらに周知を図り、ごみ減量化を推進します。

④ 行政での生ごみ堆肥化の推進

学校給食センターの生ごみについては、分別の徹底を図り、堆肥化を行います。

エ 食品ロス削減の推進

① 展開検査結果公表による啓発

市指定可燃ごみ袋及び不燃ごみ袋の内容物調査を毎年実施し、食品ロス量を公表することにより、食品ロス削減について啓発を図ります。

② 食品ロスを発生させない工夫の広報

食品ロス量の公表に併せ、食品ロスを発生させないための方法などについて広報します。

③ フードドライブの実施及び啓発

食品ロス削減のため、フードドライブを開催します。また、開催を広報することにより食品ロス削減の啓発を図ります。

オ マイバッグ持参促進によるレジ袋削減の推進

① マイバック持参率調査の実施と結果公表による啓発

マイバッグ持参率調査を毎年実施し、その結果を公表することにより、レジ袋削減についての啓発を図ります。

② もったいない市等における広報

須崎市女性団体連絡協議会と市が共催している「もったいない市」において、レジ袋削減についての広報を実施します。また、市民の方が集まる会議等においても広報を実施します。

(2) ごみ分別の推進

ア ごみの資源化に関する普及啓発

① 市の広報紙等による啓発

「広報須坂」に定期的にごみの資源化に関する啓発記事を掲載します。市ホームページにも掲載し情報発信します。

② 環境教育（エコ探検隊）開催による啓発

須崎市女性団体連絡協議会と共催し環境教育「エコ探検隊」を開催し、環境問題、ごみの分別や資源化について学習する機会を設けます。

③ 出前講座による啓発

生涯学習推進課主催の出前講座に登録し、ごみの分別や資源化などの学習の機会を設けます。

④ 施設見学による啓発

中間処理施設における見学を受け付け、適正なごみの分別や資源化について学習の機会を設けます。

イ ごみ分別に係る情報提供

① ごみカレンダーの配付

ごみカレンダーを毎年作成し、ごみの分別や資源化などの情報提供をします。

② ごみ分別ガイド・ごみ分別早見表の配付

ごみ分別ガイド・ごみ分別早見表を作成し、本市に転入してきた方などに配付し、本市のごみ出しルールについての情報提供をします。

③ 外国人等に対する情報提供

外国人世帯向けに外国語のごみカレンダーを作成、配付し、ごみ出しのルールやごみ分別についての情報提供をします。

ウ ごみ内容物調査の実施と結果公表による啓発

① 展開検査の実施と結果公表による啓発

市指定可燃ごみ袋及び不燃ごみ袋の内容物調査を毎年実施し、その内訳を公表することにより、ごみの分別について啓発を図ります。

エ 資源物の集団回収の促進

① 集団回収における資源回収報償金

集団回収における資源回収報償金を継続し、ごみの資源化を促進します。

オ エコサポートすざか等の資源物拠点回収の継続実施

① エコサポートすざかにおける資源物回収

須坂市女性団体連絡協議会の運営する「エコサポートすざか」において、資源物の拠点回収を行います。土曜日・日曜日の開催のため平日に資源物搬入できない方も利用できることにより、資源物回収の機会を増やし、ごみの資源化を図ります。また、エコサポートすざかでは古着等の再利用（リユース）の促進も行っています。

② 日野地域公民館における資源物回収

平日の資源回収場所として日野地域公民館の倉庫において資源物の拠点回収を行います。資源物回収の機会を多くすることにより、ごみの資源化を図ります。

③ 市役所前における資源物回収及び不法投棄防止対策

市役所前駐車場において、年4回、資源物の拠点回収を実施します。

普段、可燃ごみ・不燃ごみとして排出している品目について、資源物として回収する機会を設けることにより、ごみの資源化を図ります。

また、不法投棄対象物となりやすい大型家電製品やタイヤも有料により回収し、不法投棄の未然防止を図ります。

(3) まちを美しくする取組

ア イベント活動の実施

① 町並みクリーン&ウォーク作戦の実施

環境衛生推進協議会、小さな親切運動須高支部との共催により「町並みクリーン&ウォーク作戦」を実施し、環境美化に努めます。また、開催を広報することにより環境美化について啓発を図ります。

② 市民一斉清掃の実施

環境衛生推進協議会との共催により「市民一斉清掃」を実施し、環境美化に努めます。また、市民の方に直接参加していただくことにより、環境美化についての啓発を図ります。

イ 市民の清掃活動への支援

① 環境衛生推進協議会への支援

各区の衛生担当代表者の協議会である環境衛生推進協議会の活動への支援をし、地域における清掃活動等への取り組みの継続を図ります。

② 環境美化袋の配付

区あてに環境美化袋を配付し、区のボランティアによる環境美化活動等に対する支援をします。

③ 区のボランティアによる環境美化活動に対する処理支援

区のボランティアによる環境美化活動により大量のごみが発生した場合、収集等の支援を行い、環境美化活動等に対する支援をします。また、ながの環境エネルギーセンターへのごみの搬入に際し、減免証明の発行をします。

ウ 不法投棄されない環境づくり

① 不法投棄防止に関する啓発

不法投棄防止について、毎年チラシを作成し、市内全域への回覧を実施し、啓発を図ります。また、広報紙「広報須坂」に掲載し啓発を図ります。

② 不法投棄防止看板の作成・配付

不法投棄防止看板を毎年作成し、不法投棄が発生する箇所の地権者あてに看板を配付し、不法投棄防止の注意喚起を図ります。

③ 環境監視パトロール員による巡回

環境監視パトロールを定期的実施し、不法投棄の多発箇所に対する巡回を実施し不法投棄の未然防止と監視強化を図ります。また、不法投棄物の回収も実施し、不法投棄が不法投棄を呼ばないような環境づくりをし未然防止を図ります。

④ ボランティアパトロール員による巡回

不法投棄防止市民ボランティアパトロール員を毎年募集し委嘱します。ボランティアパトロール員の居住地域を巡回していただき、不法投棄の未然防止と監視強化を図ります。また、不法投棄物の回収も実施し、不法投棄が不法投棄を呼ばないような環境づくりをし未然防止を図ります。

ボランティアパトロール員募集の広報をすることにより、不法投棄防止に係る啓発も図ります。

⑤ 関係機関との連携

不法投棄に対しては、警察等関係機関と連携し、厳正に対応します。

(4) 適正なごみ処理体制の確保

ア ごみ集積所設置の支援

① 環境整備補助事業の継続

区で設置するごみ集積施設に対して設置補助を実施し、区のごみ集積所管理への支援を行うとともに、適正なごみ処理体制を確保します。

② 集積所備品の配付

区で設置するごみ集積所の備品について無償で貸与し、区のごみ集積所管理への支援を行うとともに、適正なごみ処理体制を確保します。

イ 安定したごみ処理の実施

① 収集運搬体制の確保

現状のごみ収集運搬体制を維持し、安定した収集運搬を実施します。

今後、人口の減少に伴いごみ集積所の統廃合等が進む際には、効率的な収集運搬について検討します。

② 資源化处理施設の確保

ごみ減量のため、資源化できる品目を維持するため、現状の資源化处理委託体制を維持します。

③ 須坂市清掃センターの維持管理

安定した不燃ごみ処理を継続して実施するため、須坂市清掃センターの維持管理を適切に行います。

廃止した焼却施設の解体撤去と跡地利用、老朽化した不燃ごみ処理施設の更新について検討します。

④ 須坂市ストックヤードの維持管理

安定したプラスチック製容器包装及びペットボトルの中間処理を継続して実施するため、須坂市ストックヤードの維持管理を適切に行います。

老朽化した施設の更新について検討します。

⑤ 長野広域連合ごみ処理施設の維持管理

長野広域連合が設置した可燃ごみ焼却施設や最終処分場等について、建設や維持管理に係る経費に対する負担をします。また、長野広域連合が実施するごみ処理広域化事業に、構成市として連携して対応していきます。

ウ 災害廃棄物の処理

① 災害廃棄物処理計画の策定と継続的な見直し

災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための災害廃棄物処理計画を策定し、必要に応じて見直しを行います。

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理基本計画の基本的事項

1 基本方針

(1) 計画策定の背景と趣旨

須坂市（以下「本市」という）では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成10年(1998年)に生活排水処理に関する長期的な計画である「須坂市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、その中で平成2年10月8日衛環第200号（厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づき、生活排水処理基本計画をまとめました。その後、重点的な下水道整備の推進により、生活排水の処理を取り巻く情勢は大きく変化してきました。

本計画は、本市が、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる計画のうち、生活排水処理の部分について定めたものであり、本市における生活排水処理に関する特性を考慮して、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の視点から、須坂市総合計画や下水道整備計画、その他関連事業との整合を図った生活排水処理に係る理念、達成目標並びに生活排水処理施策整備の基本方針を定め、一般廃棄物（生活排水）処理基本計画を策定するものです。

(2) 基本理念

水には種々の役割があり、自然の重要な構成要素であるばかりでなく、快適な生活環境を生み出し、人に精神的な潤いや安らぎを与えるものです。本市においては、公共下水道等の整備が進み、公共下水道へすでに接続を済ませた世帯も多く、河川の水質は大きく改善されてきています。しかし、経済的理由などから公共下水道未接続の世帯もあることや浄化槽の適正な維持管理がされていないことなどにより、一部において悪臭や水質汚濁の問題が残っています。

法的には、平成2年(1990年)6月に水質汚濁防止法の改正がなされ、従来からの事業系排水の規制に加え、生活排水の規定が組み込まれ、国や県はもとより市町村とその住民の責務が明確にされました。

こうした状況を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

<基本理念>

生活排水を適正に処理し、地域住民及び事業者の協力のもとに、快適な生活環境とより豊かな水環境を得ます。

(3) 基本方針

本市における生活排水対策の基本方針は、公衆衛生の向上及び豊かな自然環境を保全するため、公共下水道等の処理施設の普及促進を図ることにより、生活排水の衛生処理を推進し、市民及び事業者への啓発を通じて、河川、湖沼などの水質改善に努めます。

また、生活排水処理施設の整備については、人口の密集度や地域の特性、経済性などを勘案し、次の基本方針に沿って行います。

<基本方針>

- (1) 公共下水道処理区域内においては、全ての世帯の千曲川流域下水道関連公共下水道・特定環境保全公共下水道による排水処理を目指します。
- (2) 公共下水道処理区域外のうち、高甫地区は農業集落排水施設による排水処理を、その他の地域では合併処理浄化槽による処理を推進し、全ての世帯での適正な排水処理を目指します。

2 本計画の期間

計画の目標年度 令和12年度（2030年度）

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)を初年度とする10年間とし、計画の目標年度を、須坂市環境基本計画の目標年に合わせ、令和12年度(2030年度)とします。

また、計画の進捗状況を把握するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、概ね5年を目安として適宜見直しを行うものとします。

3 本計画の位置付け

本計画と諸計画との関係については、図3-1-1 のとおりです。

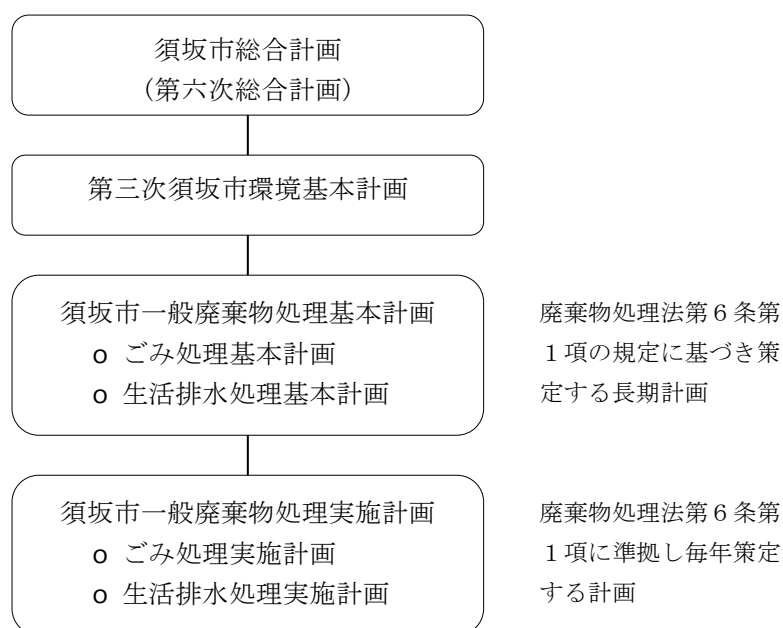


図3-1-1 一般廃棄物（生活排水）処理計画の位置付け

第2章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理の概要

本市の生活排水処理に関しては、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽、し尿処理等で実施しています。公共下水道は平成2年度(1990年度)に須坂地区より供用開始し、農業集落排水施設は高甫地区で平成11年度(1999年度)に供用開始しています。(豊丘地区の農業集落排水施設は平成8年度(1996年度)に供用開始後、平成26年(2014年)12月に公共下水道処理区に統合されました。)

本市における生活排水の処理フローは図3-2-1 に示すとおりです。

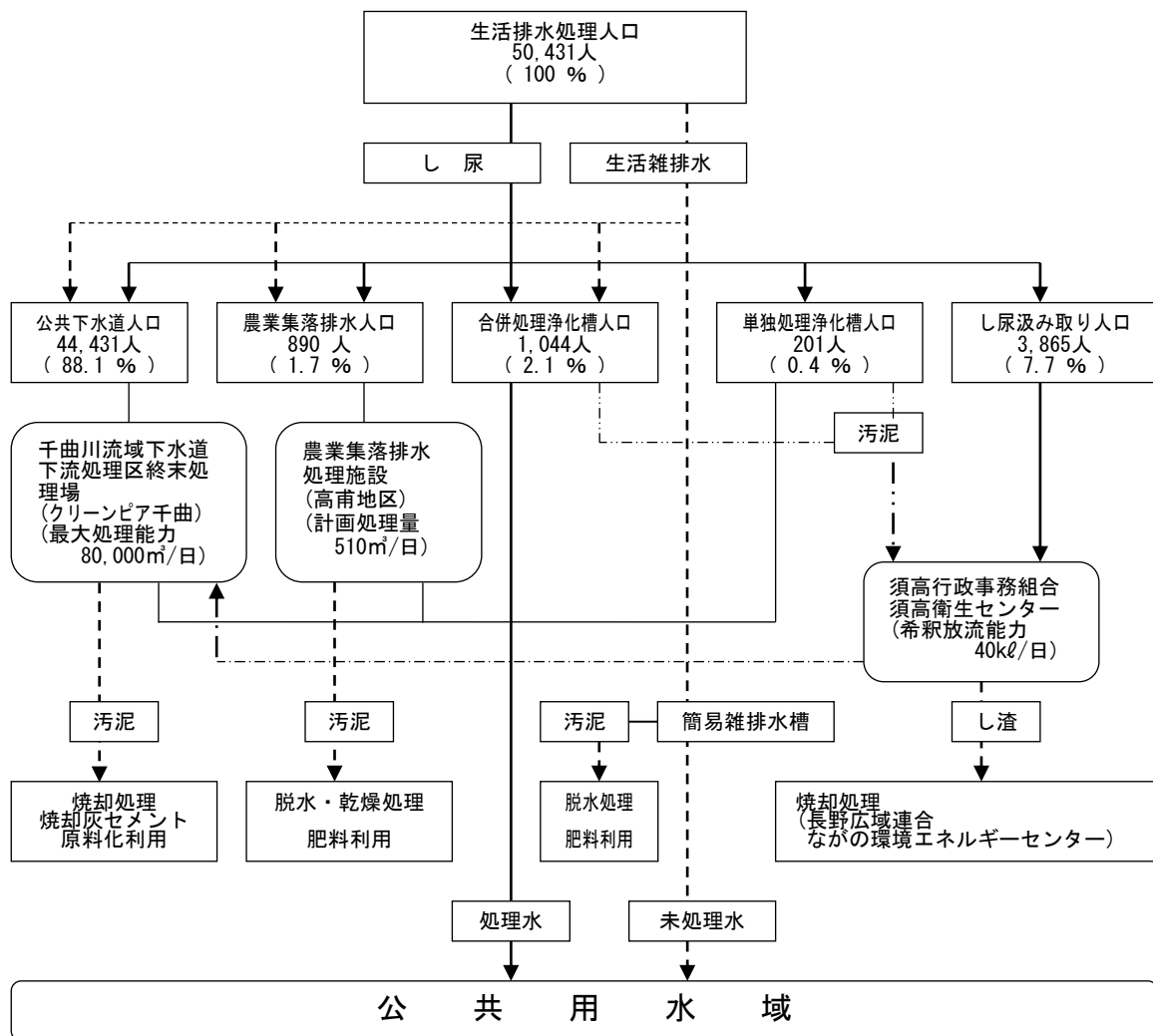


図3-2-1 生活排水処理フロー (令和元年度(2019年度)末現在)

用語の解説

「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水の内、し尿を除くものをいいます。

公共用水域とは、河川、湖沼、港湾海域その他公共の用に供される水域をいいます。

(2) 生活排水処理の実績

生活排水の排出状況は、表3-2-1 に示すとおりであり、令和元年度(2019年度)において、計画処理区域内人口50,431人のうち46,365人については、生活排水の適正処理が行われています。公共下水道人口は令和元年度(2019年度)で44,431人となっています。公共下水道及び農業集落排水処理区域外は、合併処理浄化槽により整備を図ることとし、合併処理浄化槽設置整備事業により、設置整備を進めています。

一方、生活排水の未処理人口は令和元年度(2019年度)において 3,865人となっています。し尿収集人口は毎年減少してきており、公共下水道の整備に伴いこの傾向はさらに続くものと思われます。

表3-2-1 処理形態別人口の推移

(単位：人、%)

処理形態別人口	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	R 1 年度 2019年度
(1) 計画処理区域内人口	51,521	51,269	50,963	50,731	50,431
(2) 水洗化・生活雑排水処理人口	48,922	49,086	45,989	46,376	46,365
① 公共下水道人口(水洗化人口)	46,832	46,988	43,969	44,301	44,431
② 農業集落排水人口(水洗化人口)	917	924	846	901	890
③ 合併処理浄化槽人口	1,173	1,174	1,174	1,174	1,044
(3) 水洗化・生活雑排水未処理人口	239	236	213	204	201
④ 単独処理浄化槽人口	239	236	213	204	201
(4) 非水洗化人口	2,360	1,974	4,761	4,151	3,865
⑤ し尿収集人口	2,360	1,974	4,761	4,151	3,865
⑥ 自家処理人口	0	0	0	0	0
(5) 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率 [(2)/(1)]	95.0	95.7	90.2	91.4	91.9

注1) 各種人口は、各年度末の数値を用いました。

2) 平成29年度(2017年度)に公共下水道(水洗化人口)を見直しました。

(3) し尿・浄化槽汚泥量の実績

本市におけるし尿・浄化槽汚泥量の状況は、表3-2-2 に示すとおりです。公共下水道等の進展により、年々減少傾向にあります。

表3-2-2 し尿・浄化槽汚泥量の推移

項目	単位	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	R 1 年度 2019年度
発生量						
し尿(汲み取り)	Kℓ /年	5,899	5,387	5,128	4,811	4,449
浄化槽汚泥	Kℓ /年	793	735	732	644	682
合計	Kℓ /年	6,692	6,122	5,860	5,455	5,131

2 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表3-2-3 に示すとおりです。

表3-2-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
千曲川流域下水道関連公共下水道	し尿及び生活雑排水	長野県
千曲川流域下水道関連特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	長野県
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	須坂市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	須高行政事務組合
雑排水処理施設	生活雑排水簡易浄化槽汚泥	許可業者

3 収集・運搬

し尿処理の収集、運搬は許可業者（１社）が実施しており、浄化槽汚泥の収集、運搬についても許可業者が浄化槽清掃と併せて実施しています。また、本市のし尿処理及び浄化槽汚泥は全量を須高行政事務組合で処理をしています。収集・運搬の状況は、表3-2-4 に示すとおりです。

表3-2-4 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬状況

項目	内 容
実施形態	許可
収集形態	計画収集及び申込制
料金	従量制 [１７０円 / １８リットル(消費税外税)]
車両	４ｔ車５台　３ｔ車２台　計　７台

4 中間処理

須高行政事務組合の施設の現況は、表3-2-5 に示すとおりです。

表3-2-5 須高衛生センターの現況

名称	須高衛生センター
所在地	須坂市大字小山字布田2104-36
事業主体	須高行政事務組合
敷地面積	10,665 m ²
処理能力	40kℓ/日（し尿 32kℓ/日、浄化槽汚泥 8kℓ/日）
処理方式	前処理 + 希釈下水道放流方式
放流水質	PH 5～9 未満 BOD 600mg/ℓ 未満 SS 600mg/ℓ 未満 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類) 5 mg/ℓ 以下 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類) 30mg/ℓ 以下

5 最終処分

須高衛生センターに搬入されたし尿・浄化槽汚泥から希釈前に選別して出たし渣については、長野広域連合のながの環境エネルギーセンターへ運搬し、焼却処理した後、焼却灰を管理型最終処分場へ搬出し、埋め立て処分します。

用語の解説

「浄化槽汚泥」とは、合併(単独)処理浄化槽内で汚れが分解できずに汚泥となり水槽に溜まったものをいいます。

「BOD（生物化学的酸素要求量）」とは、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川等の有機汚濁を測る代表的な指標です。

「SS（浮遊物質）」とは、水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のこと、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿が含まれます。

「し渣」とは、し尿などに混入している紙、髪、繊維類などをいいます。

6 生活排水処理の課題

各段階における課題を以下にとりまとめました。

(1) 生活排水の適正処理の推進

前述したとおり、本市における令和元年度(2019年度)末の生活排水処理の形態別普及率は、公共下水道(特定環境保全分含)で 88.1%、農業集落排水で 1.7%、合併処理浄化槽で 2.1%、全体の生活排水処理率は 91.9% となっております。公共下水道の面的な整備は令和元年度(2019年度)末で、1,543.9 ha、96.4%となっており、今後さらに接続の推進をし、生活排水の適正な処理を推進していく必要があります。

(2) 収集・運搬

公共下水道の面整備が進み、接続世帯が増加するとともにし尿、浄化槽汚泥の収集・運搬体制等の見直しが必要となります。

(3) 中間処理

須高行政事務組合のし尿処理施設(須高衛生センター)は、昭和61年(1986年)に現施設に全面改装され(処理能力 157kℓ/日)、高度処理設備を備えた地域環境に配慮した施設として供用を開始しました。その後、平成8～9年度(1996～1997年度)にかけては基幹的整備を行い、処理機能の維持、向上を図ってきています。

し尿処理量が公共下水道の普及に伴い大幅に減少したことにより、処理に支障をきたすことが懸念されることから下水道への希釈・放流方式へ切り替えるための関連工事を平成22年度(2010年度)に実施し、平成23年(2011年)4月から下水道へ希釈放流しています。また、施設の機能維持のため、引き続き適切な補修や更新が必要となります。

第3章 生活排水処理基本計画

1 生活排水の処理計画

(1) 処理目標

基本理念、基本方針を達成するため、おおむね全ての生活排水について、し尿と生活雑排水を合併処理することを目指します。公共下水道及び農業集落排水施設への速やかな接続を促進し、当該施設の区域外となる世帯は合併処理浄化槽による整備を進めます。

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽を合わせた生活排水の処理率を全市の 97.8% とします。

表3-3-1 現在及び計画目標年度における生活排水処理の目標

① 生活排水の処理の目標

	現在 令和元年度 2019年度	中間目標年度 令和7年度 2025年度	計画目標年度 令和12年度 2030年度
生活排水処理率 注1)	91.9%	93.9%	97.8%
公共下水道及び農業集落排水 水洗化率 注2)	90.1%	92.0%	96.0%

注1) 計画処理区域内人口に占める生活排水処理人口の比率

2) 供用開始区域内人口に占める接続人口の比率

② 人口の内訳

(単位：人)

	現在 令和元年度 2019年度	中間目標年度 令和7年度 2025年度	計画目標年度 令和12年度 2030年度
1 行政区域内人口	50,431	48,200	46,800
2 計画処理区域内人口	50,431	48,200	46,800
3 水洗化・生活雑排水処理人口	46,365	45,244	45,774

③ 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

処理形態別人口	現在 令和元年度 2019年度	中間目標年度 令和7年度 2025年度	計画目標年度 令和12年度 2030年度
(1) 計画処理区域内人口	50,431	48,200	46,800
(2) 水洗化・生活雑排水処理人口 [(3) + (4)]	46,365	45,244	45,774
(3) 公共下水道等処理人口	45,321	44,252	44,828
① 公共下水道人口	44,431	44,252	44,828
② 農業集落排水人口	890	0	0
(4) 合併処理浄化槽人口	1,044	992	946
(5) 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	201	161	129
(6) 非水洗化人口 (汲み取り)	3,865	2,795	897
(7) 計画処理区域外人口	0	0	0

注1) 第六次須坂市総合計画の人口推計値を用いました。

(2) 生活排水を処理する区域

生活排水の処理を行う区域は市内全域とし、処理方法は既に整備された地区及び計画が定められた地域は計画どおりとしました。

公共下水道は計画に基づき順次処理区域の拡張を図り、普及を促進することとし、農業集落排水施設は計画した2箇所事業が完了しており、豊丘地区においては平成26年(2014年)12月に公共下水道処理区に統合され、高甫地区においては引き続き接続を促進しながら、令和6年度(2024年度)までに公共下水道処理区へ統合することを目指します。その他の地域においては、原則として合併処理浄化槽による処理を推進します。

(3) 生活排水の計画処理フロー

計画目標年における生活排水の処理フローは、図3-3-1 に示すとおりです。

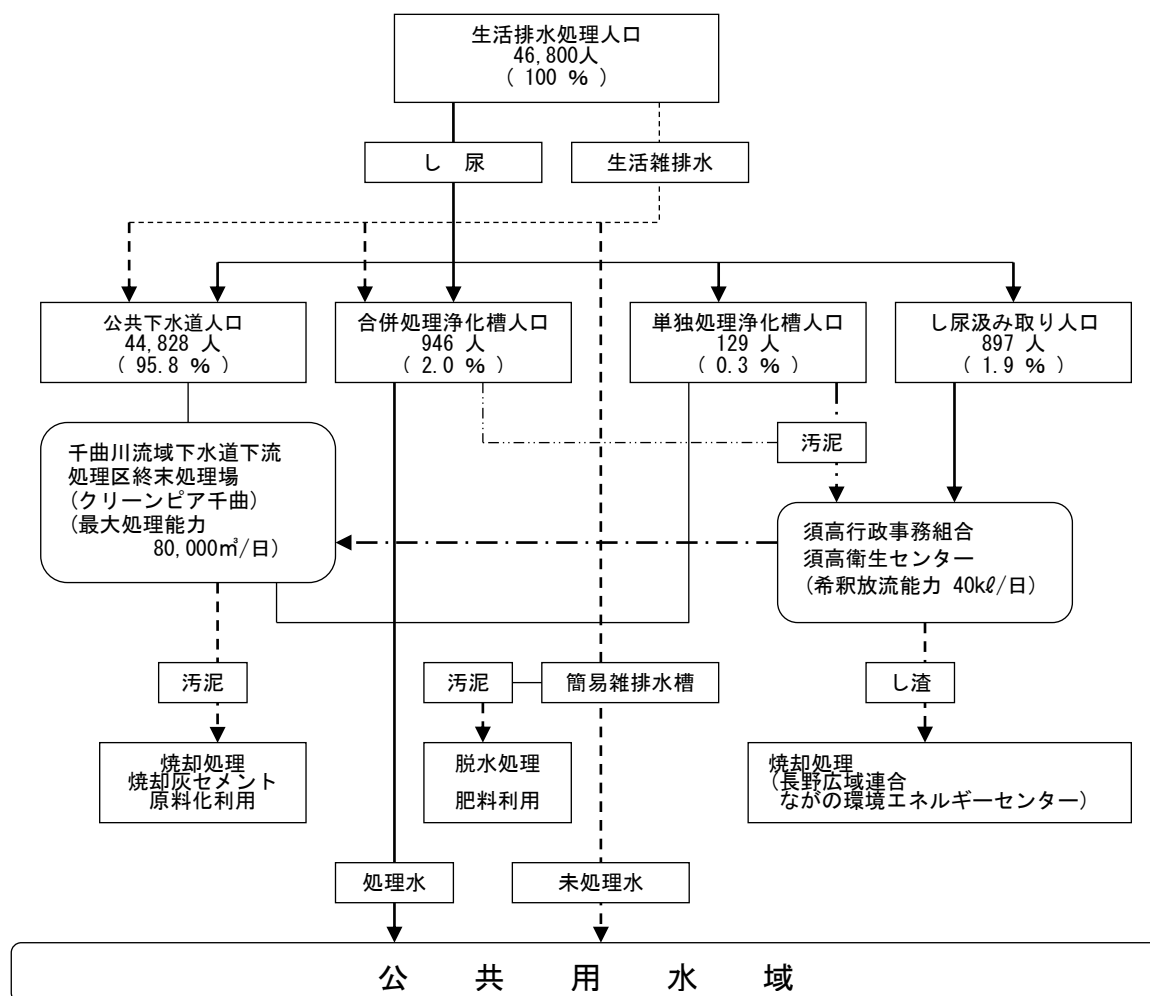


図3-3-1 計画目標年(令和12年度(2030年度))における生活排水処理フロー

2 し尿・汚泥処理計画

(1) し尿・汚泥の計画処理量

本市のし尿及び浄化槽汚泥の1人1日あたりの平均排出量の実績は、令和元年度(2019年度)において、し尿が1人1日あたり 3.15 リットル、浄化槽汚泥が1人1日あたり 1.50 リットルとなっています。その実績をもとに計画処理量を定めました。計画処理量の目標は表3-3-2 に示すとおりです。

表3-3-2 し尿・浄化槽汚泥量の処理目標

項目		単位	現在 令和元年度 2019年度	中間目標年度 令和7年度 2025年度	計画目標年度 令和12年度 2030年度
発 生 量	し尿（汲み取り）	Kℓ /年	4,449	3,214	1,031
	浄化槽汚泥	Kℓ /年	682	631	589
	合計	Kℓ /年	5,131	3,845	1,620

(2) し尿、汚泥の収集運搬計画

ア 収集区域の範囲

本市の行政区域全域

イ 収集運搬の方法

収集体制：し尿及び浄化槽汚泥 ＝ 許可業者

収集頻度：し尿及び浄化槽汚泥 ＝ 随時（申し込み制）

現在、許可業者により、バキューム車による収集運搬が行われており、引き続き許可業者による収集運搬を行います。

今後、公共下水道等の整備に伴い、し尿収集量等が減少していくと予想されます。

収集量の減少の状況に応じ、許可業者は、収集依頼の申し込み制から定期収集に切り替えるなどの効率的な運営の見直しを求められます。さらには、収集運搬車両の削減、作業員の削減などを計画的に行うとともに、業務の転換を図っていく必要が求められます。

本市としては、安定した収集運搬が実施できるよう、許可業者に適切な助言、指導をする必要があると考えます。

(3) 中間処理計画

須高行政事務組合のし尿処理施設（須高衛生センター）において、中間処理を行います。

今後も引き続き、須高衛生センターに係る経費に対する負担をします。また、須高行政事務組合が実施する事業に、構成市として連携して対応していきます。

(4) 最終処分計画

須高衛生センターに搬入されたし尿・浄化槽汚泥から希釈前に選別して出たし渣については、長野広域連合「ながの環境エネルギーセンター」へ運搬、焼却処理した後、排出された熔融スラグ等の一部について長野広域連合「エコパーク須坂」へ搬出、埋め立て処分します。

今後も引き続き、ながの環境エネルギーセンターに係る経費に対する負担をします。また、長野広域連合が実施する事業に、構成市として連携して対応していきます。

3 その他

(1) 市民に対する広報・啓発活動

広報・啓発用のチラシ、ホームページ等によって、生活排水処理の重要性や公共下水道への接続促進、浄化槽の適正な維持管理について継続的かつ効果的に情報を発信していきます。

また、河川の水質汚濁防止や水環境の保全といったテーマのイベントを通し、公共用水域保全と環境について市民意識の高揚を図ります。

(2) その他の計画

本計画推進にあたり、第六次須坂市総合計画、第三次須坂市環境基本計画及び長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想と整合を図りながら計画を実行していきます。

参考資料 施策実施前のごみ量の実績と推計

	実 績					推 計											
年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	
人口（人）	51,621	51,435	51,212	50,898	50,654	50,367	49,254	48,990	48,726	48,462	48,198	47,919	47,639	47,359	47,079	46,799	
世帯数(世帯)	19,494	19,607	19,746	19,895	20,034	20,121	19,860	19,996	20,135	20,193	20,251	20,305	20,446	20,502	20,559	20,526	
家庭系ごみ ① （トン）	9,932	9,596	9,468	9,445	9,073	9,031	8,737	8,598	8,499	8,356	8,256	8,138	8,045	7,958	7,844	7,750	
可燃ごみ	7,014	6,872	6,886	6,953	6,675	6,771	6,620	6,576	6,551	6,485	6,457	6,408	6,384	6,356	6,295	6,255	
不燃ごみ	366	353	356	375	357	348	340	340	340	336	334	329	325	324	322	319	
粗大ごみ	85	89	86	92	101	94	93	92	95	97	97	98	97	96	98	99	
資源物	2,467	2,282	2,140	2,025	1,940	1,818	1,684	1,590	1,513	1,438	1,368	1,303	1,239	1,182	1,129	1,077	
古紙類	1,118	987	881	833	775	767	710	671	638	606	577	549	522	497	475	454	
缶類	65	65	60	61	58	52	48	46	44	41	39	38	36	34	33	31	
びん類	297	287	266	252	261	228	211	199	190	180	172	163	155	148	141	135	
プラ容器	476	454	458	411	403	368	341	322	306	291	277	264	251	239	228	218	
ペットボトル	49	50	48	52	52	42	39	37	35	34	32	30	29	28	26	25	
廃食用油	9	9	10	8	5	7	7	6	6	6	6	5	5	5	5	4	
乾電池	12	12	12	12	12	10	10	9	9	8	8	7	7	7	7	6	
蛍光灯	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	
せん定枝	380	361	345	325	307	287	266	251	239	227	216	206	195	186	178	170	
草葉枝	19	19	19	20	9	15	14	13	12	12	11	11	10	10	9	9	
古布類	8	7	6	7	9	7	6	6	6	5	5	5	5	4	4	4	
陶磁器(食器)	9	8	9	11	10	8	8	7	7	7	6	6	6	6	5	5	
小型家電	13	12	13	18	23	14	13	12	11	11	10	10	9	9	9	8	
硬質プラ	5	5	6	8	9	6	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	
廃タイヤ	3	2	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	
集団資源回収 ② （トン）	1,129	1,015	1,000	891	805	762	696	636	595	558	517	484	454	424	398	376	
古紙類	1,084	972	956	856	777	731	667	609	570	534	495	463	434	406	381	359	
金属類	9	8	10	9	7	7	7	6	6	6	5	5	5	4	4	4	
びん類	35	34	31	25	20	23	21	20	18	17	16	15	14	13	12	12	
古布類	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
①+②	11,061	10,611	10,468	10,336	9,878	9,793	9,433	9,234	9,094	8,914	8,773	8,622	8,499	8,382	8,242	8,126	
事業系ごみ ③ （トン）	3,740	3,667	3,699	3,701	3,969	3,889	3,989	4,075	4,165	4,181	4,281	4,340	4,411	4,462	4,536	4,591	
可燃ごみ	3,668	3,599	3,631	3,628	3,879	3,811	3,909	3,993	4,082	4,097	4,195	4,253	4,323	4,373	4,445	4,499	
不燃ごみ	31	32	32	39	57	40	41	42	43	43	44	45	45	46	47	47	
生ごみ	41	36	36	34	33	38	39	40	40	41	42	42	43	43	44	45	
①+②+③	14,801	14,278	14,167	14,037	13,847	13,682	13,422	13,309	13,259	13,095	13,054	12,962	12,910	12,844	12,778	12,717	

1人1日あたり量 （グラム）	783.4	760.5	757.9	755.6	746.9	744.2	746.6	744.3	743.5	740.3	742.0	741.1	740.4	743.0	743.6	744.5
うち家庭系ごみ	395.1	389.6	392.0	399.4	384.7	392.4	392.3	391.9	391.7	391.1	391.5	390.8	390.3	392.0	390.8	390.7

参考資料 施策実施後のごみ量の実績と推計

	実 績					推 計											
年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	
人口（人）	51,621	51,435	51,212	50,898	50,654	50,367	49,254	48,990	48,726	48,462	48,198	47,919	47,639	47,359	47,079	46,799	
世帯数(世帯)	19,494	19,607	19,746	19,895	20,034	20,121	19,860	19,996	20,135	20,193	20,251	20,305	20,446	20,502	20,559	20,526	
家庭系ごみ ① （トン）	9,932	9,596	9,468	9,445	9,073	9,031	8,709	8,571	8,455	8,329	8,231	8,003	7,891	7,823	7,709	7,619	
可燃ごみ	7,014	6,872	6,886	6,953	6,675	6,771	6,537	6,493	6,451	6,403	6,375	6,248	6,207	6,197	6,137	6,098	
不燃ごみ	366	353	356	375	357	348	336	336	335	332	330	325	320	320	318	315	
粗大ごみ	85	89	86	92	101	94	92	92	94	96	97	97	97	96	98	99	
資源物	2,467	2,282	2,140	2,025	1,940	1,818	1,744	1,650	1,575	1,498	1,429	1,333	1,267	1,210	1,156	1,107	
古紙類	1,118	987	881	833	775	767	739	699	667	634	605	564	536	511	489	468	
缶類	65	65	60	61	58	52	50	47	45	43	41	38	36	35	33	32	
びん類	297	287	266	252	261	228	219	207	198	188	180	167	159	152	145	139	
プラ容器	476	454	458	411	403	368	354	335	320	304	290	270	257	245	235	225	
ペットボトル	49	50	48	52	52	42	40	38	36	35	33	31	29	28	27	26	
廃食用油	9	9	10	8	5	7	6	6	6	6	5	5	5	5	4	4	
乾電池	12	12	12	12	12	10	9	9	9	8	8	7	7	7	6	6	
蛍光管	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	
せん定枝	380	361	345	325	307	287	276	261	249	237	226	211	201	191	183	175	
草葉枝	19	19	19	20	9	15	14	13	12	12	11	11	10	10	10	9	
古布類	8	7	6	7	9	7	6	6	5	5	5	5	4	4	4	4	
陶磁器(食器)	9	8	9	11	10	8	8	7	7	6	6	6	5	5	5	5	
小型家電	13	12	13	18	23	14	13	12	11	11	10	10	10	9	8	8	
硬質プラ	5	5	6	8	9	6	5	5	5	4	4	4	4	4	3	3	
廃タイヤ	3	2	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	
集団資源回収 ② （トン）	1,129	1,015	1,000	891	805	762	713	655	615	576	537	504	474	445	420	397	
古紙類	1,084	972	956	856	777	731	685	628	590	553	515	483	455	427	402	380	
金属類	9	8	10	9	7	7	6	6	6	5	5	5	4	4	4	4	
びん類	35	34	31	25	20	23	21	20	18	17	16	15	14	13	13	12	
古布類	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
①+②	11,061	10,611	10,468	10,336	9,878	9,793	9,422	9,226	9,070	8,905	8,768	8,507	8,365	8,268	8,129	8,016	
事業系ごみ ③ （トン）	3,740	3,667	3,699	3,701	3,969	3,889	3,967	4,053	4,132	4,158	4,257	4,295	4,354	4,416	4,489	4,544	
可燃ごみ	3,668	3,599	3,631	3,628	3,879	3,811	3,889	3,973	4,050	4,076	4,173	4,210	4,268	4,329	4,400	4,454	
不燃ごみ	31	32	32	39	57	40	40	41	42	42	43	44	44	45	46	46	
生ごみ	41	36	36	34	33	38	38	39	40	40	41	41	42	42	43	44	
総排出量(トン) ①+②+③	14,801	14,278	14,167	14,037	13,847	13,682	13,389	13,279	13,202	13,063	13,025	12,802	12,719	12,684	12,618	12,560	
1人1日あたり量 (グラム)	783.4	760.5	757.9	755.6	746.9	744.2	744.8	742.6	740.3	738.5	740.4	731.9	729.5	733.8	734.3	735.3	
うち家庭系ごみ	395.1	389.6	392.0	399.4	384.7	392.4	387.4	387.1	385.8	386.2	386.6	381.4	379.9	382.6	381.3	381.2	